

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
人員に関する基準(予防サービスを一体的に運営している場合)			
1 従業者の員数	<p>【生活相談員】</p> <p>① 常勤換算方法で、利用者の数(前年度の平均値)が100又はその端数を増すごとに1人以上配置すること。</p> <p>② 1人以上は常勤とすること。(専従要件なし・資格要件なし)</p>	<p>◆常勤換算方法とは⇒P.1⑮</p> <p>◆前年度の平均値の算定方法⇒P.3, 4</p> <p>(例) 利用者100人まで 常勤換算方法で1人 利用者100人超~200人まで 常勤換算方法で2人</p>	基準第175条 予防基準第231条 *「解釈通知」とは平11老企25を指す。
【看護職員又は介護職員】			
	<p>① 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置すること。(常勤換算方法で 3:1)</p> <p>■利用者数は、要介護者の利用者及び要支援2として認定を受けている利用者の数に、要支援1として認定を受けている利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数(利用者数は前年度の平均値)</p> <p>② 看護職員の数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の数(前年度の平均値)が30を超えない指定(介護予防)特定施設にあっては、常勤換算方法で1以上配置すること。 利用者の数(前年度の平均値)が30を超える指定(介護予防)特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置すること。 <p>■看護職員とは看護師又は准看護師</p> <p>③ 常に1以上の指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員を配置すること。 (資格要件なし)</p> <p>■ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の、宿直時間帯についてはこの限りではない。</p> <p>④ 看護職員及び介護職員は、主として指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤を配置すること。</p> <p>■ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りる。</p> <p>【計画作成担当者】</p> <p>① 1以上配置すること。(利用者の数(前年度の平均値)が100又はその端数を増すごとに1を標準とする)</p> <p>② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、(介護予防)特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者であること。</p> <p>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の他の業務に従事できる。</p>	<p>【看護職員又は介護職員の員数が基準を満たさない場合の減算】⇒P.29下段</p> <p>①②③④の基準のうち、どれか一つでも満たさない場合は、減算の対象になります。(厚生労働省高齢者支援課確認事項)</p> <p>(例) 利用者30人まで 常勤換算方法で1人 利用者30人超~80人 常勤換算方法で2人 利用者80人超~130人 常勤換算方法で3人</p> <p>●【勤務形態一覧表の作成上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活相談員が介護職として夜勤を行った場合は、介護職員として勤務した時間を除いて計上してください。 計画作成担当者が、利用者の処遇に支障のない範囲で介護職員と兼務している場合、勤務時間の全体を両方の職務に係る勤務時間として算入できます。 	平12厚告27

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等				
	<p>利用者数は、前年度の平均値とする。但し、新規に指定を受ける場合は推定数による。</p> <p>【機能訓練指導員】</p> <p>① 1名以上配置すること。</p> <p>② 機能訓練指導員は、<u>日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者</u>を配置すること。</p> <p>■理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師若しくは准看護師)、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●機能訓練指導員以外が対象です。 ◆推定数⇒P4(例1) <p>●【勤務形態一覧表の作成上の注意】</p> <p>機能訓練指導員が看護職員と兼務している場合、勤務時間はそれぞれの職種で時間を分けてください。</p> <p>●左記以外の資格は不可です。</p>					
1 従業者の員数 【外部サービス利用型】	<p>【生活相談員】</p> <p>① 常勤換算方法で、利用者の数(前年度の平均値)が100又はその端数を増すごとに1人以上配置すること。</p> <p>② 1人以上は常勤かつ専従であること。(資格要件なし)</p> <p>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の<u>他の職務(*)</u>に従事できる。</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>利用者100人まで</td> <td>常勤換算方法で1人</td> </tr> <tr> <td>利用者100人超~200人まで</td> <td>常勤換算方法で2</td> </tr> </table> <p>【介護職員】</p> <p>① 介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上。</p> <p>■利用者数は、要介護者の利用者の数に、要支援である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数(前年度の平均値)</p> <p>【計画作成担当者】</p> <p>① 1以上配置すること。</p> <p>(利用者の数(前年度の平均値)が100又はその端数を増すごとに1を標準とする)</p> <p>② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、(介護予防)特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者であること。</p> <p>③ 1以上は常勤であること。</p> <p>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設の<u>他の職務(*)</u>に従事できる。</p> <p>(*) ■ 利用者の処遇に支障がない場合に従事することができる<u>他の職務</u>は、 外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、 要介護者・要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含む。</p>	利用者100人まで	常勤換算方法で1人	利用者100人超~200人まで	常勤換算方法で2	<ul style="list-style-type: none"> ◆常勤換算方法とは⇒P.1⑤ ◆前年度の平均値の算定方法⇒P.5.6 	<p>基準 第175条</p> <p>予防基準 第231条</p> <p>基準 第192条 の4</p> <p>予防基準 第255条</p>
利用者100人まで	常勤換算方法で1人						
利用者100人超~200人まで	常勤換算方法で2						

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
	<p>常に1以上の指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(上記「生活相談員、介護職員、計画作成担当者」を含む。)を配置すること。</p> <p>ただし、宿直時間帯についてはこの限りではない。(資格要件なし)</p> <p>■要介護者・要支援者以外の当該施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含む。</p>		
2 管理者	<p>管理者は常勤専従職員を配置すること。(資格要件なし)</p> <p>ただし、管理上支障がない場合は、<u>他の職務等</u>を兼務できる。</p> <p>■他の職務等とは</p> <p>(1)当該施設の特定施設従業者としての職務</p> <p>(2)同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、当該施設の管理業務に支障がないと認められる他の事業所、施設の管理業務や従業者の場合</p> <p>ただし、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業員との兼務は、当該施設の管理業務に支障があると考えられる。</p>		基準 第176条 第192条 の5 予防基準 第232条 第256条
設備に関する基準			
3 設備に関する基準	<p>① 指定特定施設の建築物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。</p> <p>② ①にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>③ 消防用設備等について次の基準を満たすこと。</p> <p>(平成21年4月1日施行)</p> <p>・「主として要介護状態にある者を入所させるもの」は、消防設備等について下記の基準を満たすこと。</p>		基準 第177条 第192条 の6 予防基準 第233条 第257条 建築基準法 第2条 消防法

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
	<p>① 消火器具 全ての施設に設置</p> <p>② スプリンクラー 275m²以上の施設に設置</p> <p>③ 自動火災報知設備 全ての施設に設置</p> <p>④ 消防機関へ通報する火災報知設備 全ての施設に設置</p> <p>⑤ 消防機関の検査を受けるもの 全ての施設に設置</p> <p>⑥ 防火管理責任者の選任 消防計画の作成などの防火管理業務を行わせることが必要になる対象施設の収容人員は10人以上</p> <p>・「それ以外の施設」については下記の基準を満たすこと。</p> <p>① 消火機器 150m²以上の施設に設置</p> <p>② スプリンクラー 6,000m²以上の施設に設置</p> <p>③ 自動火災報知設備 300m²以上の施設に設置</p> <p>④ 消防機関へ通報する火災報知設備 500m²以上の施設に設置</p> <p>⑤ 消防機関の検査を受けるもの 300m²以上の施設</p> <p>【経過措置】 ただし、既存の施設については下記のとおり猶予期間あり</p> <p>① 平成24年3月31日までは、従前の例とする。 ・スプリンクラー設置 ・自動火災報知設備 ・消防機関へ通報する火災報知設備</p> <p>④ 一時介護室(一時的に利用者を移してサービスを行うための室をいう。以下同じ。),浴室,便所,食堂及び機能訓練室を有すること。 ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができる。</p> <p>■機能訓練室は、同一敷地内若しくは道路を隔てて隣接する施設の設備を利用する場合にも、施設内に設けないことができる。</p>	<p>●一時介護室は、一般居室から一時的に利用者を移して介護を行うための居室であるため、全ての居室が介護専用居室(介護を行うことができる一般居室を含む。)であって利用者を移す必要がない場合は、設けないこととして差し支えない。</p> <p>(13.3.28事務連絡 介護保険最新情報vol.106)</p>	基準 第177条 予防基準 第233条

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
	<p>【介護居室】 介護居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>■夫婦で居室を利用する場合など。事業者の都合によるものではない。</p> <p>2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>■面積基準ではなく、利用者の選択に委ねることとするため、利用申込者に対して文書による説明が必要。(具体的な広さは重要事項説明書により説明し、掲示すること。)</p> <p>3) 地階に設けてはならないこと。</p> <p>4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p>		基準 第177条 第192条 予防基準 第233条 第257条
	<p>【一時介護室】 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。</p>		
	<p>【浴室】 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p>		
	<p>【便所】 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p>		
	<p>【食堂・機能訓練室】 食堂・機能訓練室は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。</p>		
	<p>【構造】 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること。</p> <p>① 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正であること。</p> <p>■段差の解消、廊下幅の確保等の配慮がされていること。</p>		
【外部サービス利用型】	<p>居室、浴室、便所及び食堂を有すること。</p> <p>ただし、居室の面積が25m²以上である場合に、食堂を設けないことができる。</p>		基準第 192条の6 予防基準 第257条

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
運営に関する基準			
4 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	① 正当な理由なく、入居者に対するサービスの提供を拒んではならない。		基準 第179条 予防基準 第235条
	② 指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。		
	③ 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、事業者自らが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じること。		
	④ サービスの提供にあたっては、利用者的心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。		
5 内容及び手続きの説明及び契約の締結等	① あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスを記載した重要事項説明書を交付し、説明すること。 ■入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項とは、 ○運営規程の概要 ○従業者の勤務体制 ○介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要(具体的な広さ) ○要介護状態区分に応じて事業者が提供する標準的なサービスの内容 ○利用料の額及びその改定の方法 ○事故発生時の対応 ○苦情窓口、苦情処理の体制及び手順等(基準第36条準用)など	●重要事項説明書・契約書の内容が、実態及び運営規程と一致していること。 ●左記の項目がすべて入っていること。 苦情受付窓口は、次の3つの住所・電話番号の記載が望ましい。 ①事業所(受付担当者) ②保険者(市町)介護保険担当課 ③広島県国民健康保険団体連合会 苦情専用窓口082-554-0783	基準 第178条 予防基準 第234条
	② 入居及び指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結すること。 ■指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、一つの契約書によることができる。 ■契約書においては、少なくとも ○介護サービスの内容及び利用料その他費用の額 ○契約解除の条件 を記載すること。		
	③ 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件は定めてはならない。		

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
	④ より適切なサービス提供を行うため、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合は、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約書に明記すること。		
6 受給資格等の確認	① 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び要介護・要支援認定の有効期間を確認すること。 ② 被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、審査会意見に配慮したサービスの提供に努めること。		基準第192条(第11条準用) 予防基準第245条(第11条準用)
7 要介護認定の申請に係る援助	① 利用申込者が要介護・要支援認定等を受けていない場合は、要介護・要支援認定申請のために速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。 ② 要介護・要支援認定等の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行うこと。		基準第192条(第12条準用) 予防基準第245条(第12条準用)
8 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	① 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設においてサービスを提供する事業者は、当該サービスを法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認すること。 ② 市町村又は国民健康保険団体連合会に利用者の同意を得た旨及びその氏名等が記載された書類を提出すること。 * 提出回数 1) 同意書類は、一度提出すれば、要介護・要支援認定が更新された場合等であっても、その後の提出は不要。 入居者が、他の有料老人ホーム又は適合高齢者専用住宅に異動した場合は、異動先にて新たに提出することとなる。	◆法定代理受領とは⇒P.2⑦ 1 法定代理受領サービスに係る同意書類の取扱い 事業者は、入居者の同意が適切に記録されるよう、入居者の同意を得た場合には、入居者ごとに同意書を作成するとともに、当該同意書を、指定特定施設入居者生活介護等の提供に関する諸記録として保存しなければならない。 2 償還払いによる場合の取扱い 法定代理受領サービスの利用について、入居者の同意がない場合は、入居者が利用料の全額を事業者に支払ってから介護保険の給付を受ける「償還払い方式」によることとなり、この場合、事業者は、入居者に対して領収書及びサービス提供証明書を交付することが必要である。 (18.4.28 事務連絡 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅における特定施設入居者生活介護等の法定代理受領サービスの利用について)	老人福祉法第29条 法第41条施行規則第15条第64条 基準180条 予防基準236条
9 サービス提供の記録	① サービス提供の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービス提供の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。 ② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。 ■サービス提供記録は、2年間保存すること。		基準第181条 予防基準第237条

基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容		●注意点	根拠条文等
10 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払いを受けること。</p> <p>② 法定代理受領サービスである場合と、<u>そうでない場合で不合理な差額を設けてはならない。</u></p> <p>③ 上記①及び②の利用料のほかには、次の費用の額以外の支払を受けてはならない。</p> <p>1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>2) おむつ代</p> <p>3) 特定施設入居者生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用(以下「他の日常生活費」と言う。)</p>	<p>● そうでない場合とは、支給限度額を超えた場合や保険料滞納の場合が考えられます。</p>	基準 第182条 予防基準 第238条
	<p>Q 特定施設入居者生活介護において介護保険利用料の他に別途費用を受領できるものは具体的にはどのようなものがあるか。</p> <p>A 「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。(以下「老企第52号通知」という。)において、保険給付対象外の介護サービス費用として受領できるのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置が手厚い場合のサービス利用料及び ・ 個別的な選択による介護サービス利用料に限ることとしたところであるが、そもそも介護サービス以外の費用については料金を受領することは可能である。 <p>例えば、家賃相当費、日用品費、教養娯楽費、行事関係費(機能訓練又は健康管理の一環として行われるものは除く。)、健康管理費(定期健康診断費用は除く。)、私物の洗濯代等については、これらに要する費用を別途の料金として受領できるものである。(13.3.28事務連絡 介護保険最新情報vol.106運営基準等に係るQ&A)</p>		
	<p>④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>● その他日常生活費は、内訳を明確にし、利用者から一律に徴収しないこと。</p>	
11 領収書	<p>① サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付すること。</p> <p>② 上記①の領収書に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載すること。</p>		法第41条 施行規則 第65条
12 保険給付請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。	<p>◆ サービス提供証明書とは⇒P.2⑧</p>	基準第192条(第21条準用) 予防基準第245条(第21条準用)

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
13 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者的心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うこと。		基準 第183条 (予防基準 第239条)
	② サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うこと。		
	③ サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。		
	④ サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	◆身体拘束廃止の推進について⇒P.44~49	
	⑤ 上記④の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者への心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。	●身体拘束に関する記録は、2年間保存すること。(基準第191条の3、予防基準第244条)	
	⑥ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図ること。	●事業の評価方法、内容は、決まったものはありません。法人・事業所で評価を行い、課題を見つけ、サービスの質の向上に向けて改善に取り組むこと。《参考》県HP「介護サービス自己評価基準」	
14 指定介護予防特定施設入居者生活介護の取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと。		予防基準 第246条
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図ること。		
	③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供すること。		
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めること。		
	⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めること。		

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
15 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成	① 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させること。		基準 第184条
	② 計画作成担当者は、計画作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握すること。	●サービス計画の内容 ⇒サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上での留意点	予防基準 第247条
	③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成すること。		
	④ 計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。	●サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。	
	⑤ サービス計画を利用者に交付すること。	●交付した特定施設サービス計画は、2年間保存すること。(基準第191条の3、予防基準第244条)	
	⑥ 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うこと。		
16 介護	① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。 また、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を尊重するとともに、利用者のために忠実にその職務を遂行すること。		基準 第185条
	② 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行うこと。		予防基準 第248条
	③ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。		
	④ 上記①から③までのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。		

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
17 機能訓練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うこと。		基準第192条(第132条準用)予防基準第252条(第147条準用)
18 健康管理	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じること。		基準第186条予防基準第249条
19 相談及び援助	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、<u>利用者の社会生活に必要な支援</u>を行うこと。</p> <p>■「利用者の社会生活に必要な支援」とは、入居者の趣味嗜好に応じた生きがい活動、各種公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談</p>		基準第187条予防基準第250条
20 利用者の家族との連携等	利用者の生活及び健康状態の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保すること。		基準第188条予防基準第251条
21 利用者に関する市町村への通知	<p>利用者について、次の各号の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p> <p>1) 正当な理由なしに指定介護特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護及び要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>●市町への通知の記録は2年間保存しなければならない。</p> <p>(基準第191条の3、予防基準第244条)</p>	基準第192条(第26条準用)予防基準第252条(第23条準用)

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
22 緊急時等の対応	<p>現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。</p> <p>■協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。</p>		基準第192条(第51条準用)予防基準第252条(第51条準用)
23 管理者の責務	<p>管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。</p>		基準第192条(第52条準用)予防基準第252条(第52条準用)
24 運営規程	<p>施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておくこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業の目的及び運営方針 2) 従業者の職種、員数及び職務内容 3) 入居定員及び居室数 4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 6) 施設の利用に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ■入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項など 7) 緊急時等における対応方法 8) 非常災害対策 9) その他運営に関する重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ■看護職員と介護職員を他の従業者と明確に区分するための措置等 ■緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きを定めることが望ましい。 	<p>●運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に「変更届」を提出してください。 (P.24「変更の届出等」) ただし、「従業者の員数、職種、職務の内容」については、1年のうちに一定の時期に行うことで足りる。</p>	基準第189条予防基準第240条

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
25 勤務体制の確保等	<p>① 利用者に対し適切な介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこと。</p> <p>■特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明記すること。</p> <p>② 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護は指定(介護予防)特定施設の従業者によって行うこと。</p> <p>ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p>③ 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。</p> <p>④ 従業者の資質向上のため、その研修の機会を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●他事業所と兼務する場合、 ・あらかじめ勤務表に位置づけ ・特定施設の従業者であることを辞令等により明確にしてください。 ●受託者の業務実施状況を定期的に確認し、その結果を2年間保存しなければならない。(基準第191条の3、予防基準第244条) ●外部の研修に出席したら、伝達研修を行うなど学んできたことを事業所内で共有すること。 	基準 第190条 予防基準 第241条
26 協力医療機関等	<p>① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>■利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るために、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p> <p>② 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。(基準第51条) ●努力義務である。 	基準 第191条 予防基準 第242条
27 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●掲示が必要なもの ⇒重要事項説明書、苦情を処理するために講ずる措置の概要、勤務体制表 	基準第 192条(第 32条準 用)予防 基準第 252条(第 30条準

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
28 秘密の保持等	<p>① 事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの必要な措置を講じること。 ■従業者でなくなった後においても、利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決める必要がある。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。 ■この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>		基準第192条(第33条準用)予防基準第252条(第31条準用)
29 広告	<p>① 事業所について広告する場合においては、その内容は虚偽又は誇大なものとしないこと。</p> <p>② 景品表示法第4条第1項第3号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示とはいいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土地又は建物についての表示 2) 施設又は設備についての表示 3) 居室の利用についての表示 4) 医療機関との協力関係についての表示 5) 介護サービスについての表示 6) 介護職員等の数についての表示 7) 管理費等についての表示 	<p>● 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームが該当する。</p>	基準第192条(第34条準用)予防基準第252条(第32条準用) 「有料老人ホームに関する不当な表示」H16公正取引委員会告示第3号
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		基準第192条(第35条準用)予防基準第252条(第33条準用)

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
31 地域との連携等	<p>① 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めること。 <p>② 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に務めること。 ■ 市町村が実施する事業とは、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 		基準 第191条 の2 予防基準 第243条
32 苦情処理	<p>① 利用者及びその家族からの苦情を受付けるため必要な措置を講じること。</p> <p>■必要な措置とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要を記載するとともに、事業所に掲示すること。</p> <p>② 苦情相談等の内容を記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■苦情に、組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録すること。 <p>③ 苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うこと。また、国保連からの求めがあれば、改善の内容を報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国保連は、介護保険上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている。 	<p>●苦情の記録は、2年間保存しなければならない。 (基準第191条の3、予防基準第244条)</p>	基準第 192条(第 36条準 用)予防 基準第 252条(第 34条準 用)
33 事故発生時の対応	<p>① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。</p> <p>② 事故の状況や処置について記録すること。</p> <p>③ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 事故が生じた際には、その原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 	<p>●事故発生報告書は、事業所の住所地の保険者と利用者の保険者が別の場合は、両方に送付してください。(様式は各保険者に確認)</p> <p>●事故の記録は、2年間保存しなければならない。 (基準第191条の3、予防基準第244条)</p>	基準第 192条(第 37条準 用)予防 基準第 252条(第 35条準 用)

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
34 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者介護・指定介護予防特定施設入居者介護の事業とその他の事業の会計を区分すること。</p> <p>■指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(H12.3.10老計第8号) 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(H13.2.28老振発第18号)</p>		基準第192条(第38条準用)予防基準第252条(第36条準用)
35 非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的計画を立て関係機関等の連携体制等を整備し、それらを従業員に定期的に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。</p> <p>■関係機関等の連携体制とは、火災等の災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日ごろから消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に、消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりをするなど。</p> <p>■非常災害に関する具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>■収容人員が10人以上の社会福祉施設において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行うこと。</p> <p>基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めること。</p>		消防法 基準第192条(第103条準用)予防基準第252条(第104条準用)
36 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。</p> <p>② 感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>■食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>■インフルエンザ、腸管出血性大腸菌群、レジオネラ症等の対策について、その発生及びまん延を防止するための適切な措置を講じること。</p> <p>■空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>		基準第192条(第104条準用)予防基準第252条(第105条準用)

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
37 高齢者虐待の防止	<p>① 事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めること。</p> <p>② 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えてはならない。</p> <p>③ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ってはならない。</p> <p>④ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことはしてはならない。</p> <p>⑤ 利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせてはならない。</p> <p>⑥ 利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得てはならない。</p> <p>⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じること。</p>		「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第5条 同第20条
38 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すること。</p> <p>② 次に掲げる記録を整備し、その完結日から2年間保存すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) サービス計画 2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 4) 業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録を保存すること。 5) 利用者に関する市町村への通知に係る記録 6) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 7) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 8) 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅にあっては、法定代理受領サービスとして提供する場合の同意書 	<p>● 完結の日とは、利用者との契約終了日。</p>	基準 第191条 の3 予防基準 第244条

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
39 変更の届出等	<p>事業者は、指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届けること。</p> <p>1) 事業所の名称及び所在地 2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 3) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 4) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 5) 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 6) 運営規程 7) 協力医療機関名(歯科含む)及び診療科名並びに契約内容 8) 居宅介護サービス費の請求に関する事項 9) 介護支援専門員(介護支援専門員として業務を行う者に限る。)の氏名及びその登録番号 10) 役員の氏名、生年月日及び住所 11) その他指定に関し必要と認める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更届に必要な添付書類等 ⇒ P. 50,51 * 様式は県HPからダウンロードできます。 	法第75条 第1項、 115条の 5、 施行規則 第131条、 140条の 22

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
外部サービス利用型の運営に関する基準(以下に記載の基準以外は上記の運営基準を準用します。(「介護・機能訓練・健康管理」を除く))			
④ 内容及び手続きの説明及び契約の締結等 【外部サービス利用型】	<p>① あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅(介護予防)サービス事業者の業務分担の内容、その事業所の名称、受託居宅(介護予防)サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスを記載した重要事項説明書を交付し、説明すること。</p> <p>■入居申込者のサービス提供に資すると認められる重要な事項とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営規程の概要 ○従業者の勤務の体制 ○外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅(介護予防)サービス事業者の業務の分担の内容 ○受託居宅(介護予防)サービス事業者及び受託居宅(介護予防)サービス事業所の名称並びに居宅(介護予防)サービスの種類 ○居室、浴室及び食堂の概要(具体的な広さ) ○要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 ○安否確認の方法及び手順 ○利用料の額及びその改定の方法 ○事故発生時の対応 ○苦情窓口、苦情処理の体制及び手順等(基準第36条準用)など。 <p>② 入居及び外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書で行うこと。</p> <p>■契約書においては、少なくとも</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスの提供の方法 ○利用料その他費用の額、契約解除の条件 を記載すること。 <p>③ 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件は定めてはならない。</p> <p>④ より適切なサービス提供を行う、利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約書に明記すること。</p>	<p>●重要事項説明書・契約書の内容が、実態及び運営規程と一致していること。</p> <p>●左記の項目がすべて入っていること。</p> <p>苦情受付窓口は、次の3つの住所・電話番号の記載が望ましい。 ①事業所(受付担当者) ②保険者(市町)介護保険担当課 ③広島県国民健康保険団体連合会 苦情専用窓口082-554-0783</p>	基準 第192条 の7 予防基準 第258条

基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容		●注意点	根拠条文等
41 運営規程 【外部サービス利用型】	<p>施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておくこと。</p> <p>1) 事業の目的及び運営方針 2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 3) 入居定員及び居室数 4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ■利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等 5) 受託居宅(介護予報)サービス事業者及び受託居宅(介護予防)サービス事業所の名称及び所在地 6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 7) 施設の利用に当たっての留意事項 8) 緊急時等における対応方法 9) 非常災害対策 10) その他運営に関する重要な事項 ■従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めておくこと。 ■緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p>	<p>●運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に「変更届」を提出してください。 (P.24「変更の届出等」) ただし、「従業者の員数、職種、職務の内容」については、1年のうちに一定の時期に行うことで足りる。</p>	基準 第192条の 9 予防基準 第259条
42 受託居宅 サービス事業者への委託 【外部サービス利用型】	<p>① 受託居宅(介護予防)サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅(介護予防)サービス事業所ごとに文書により行うこと。</p> <p>■文書により取り決めることが必要な内容 イ 当該委託の範囲 ロ 当該委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ハ 受託居宅(介護予防)サービス事業所の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨</p> <p>ニ 外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅(介護予防)サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p> <p>ホ 外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨</p> <p>ヘ 受託居宅(介護予防)サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>② 受託居宅(介護予防)サービス事業者は、指定居宅(介護予防)サービス事業者又は指定地域密着型(介護予防)サービス事業者であること。</p>	<p>●外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者は、ハ及びホの確認の結果記録を作成し、2年間保存しなければならない。 (基準第192条の11、予防基準第261条)</p> <p>●外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者は、ニの指示は文書により行わなければならない。</p>	基準 第192条の 10 予防基準 第260条

	基準(予防基準)及び解釈通知(■)の内容	●注意点	根拠条文等
	<p>③ 受託居宅(介護予防)サービス事業者が提供する受託居宅(介護予防)サービスの種類は、指定(介護予防)訪問介護、指定(介護予防)訪問入浴介護、指定(介護予防)訪問看護、指定(介護予防)通所介護等の基準どおりであること。</p> <p>④ 事業開始に当たっては、指定(介護予防)訪問介護、指定(介護予防)訪問看護及び指定(介護予防)通所介護を提供する事業者と受託居宅(介護予防)サービス事業所ごとに、これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行うこと。</p> <p>⑤ 事業開始に当たって契約を締結すべき受託居宅(介護予防)サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行うこと。</p> <p>⑥ 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅(介護予防)サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する事業者と契約を行うこと。</p> <p>⑦ 受託居宅(介護予防)サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うこと。 ■指揮命令系統には、身体的拘束等の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応及び緊急時の対応の規定において求められている内容が、受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保することを旨が含まれる。</p> <p>⑧ 受託居宅(介護予防)サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。</p>		
43 記録の整備	① 従業者、設備、備品、会計、受託居宅(介護予防)サービス事業者に関する諸記録を整備すること。		基準 第192条 の11 予防基準 第261条
【外部サービス利用型】	<p>② 次に掲げる記録を整備し、その完結日から2年間保存すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) サービス計画 2) 受託居宅(介護予防)サービス事業者から受けた報告に係る記録 3) 受託居宅(介護予防)サービスに係る業務の実施状況について結果等 4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録 5) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 7) 提供した具体的なサービス内容の記録 8) 身体拘束に関する記録 9) 業務を委託している場合の受託者の業務実施状況の記録 10) 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅にあっては、法定代理受領サービスとして提供する場合の同意書 	●有料老人ホームに限る。	